

保 全 業 務 特 記 仕 様 書

(合併処理浄化槽保守業務)

令和 7 年度～令和 9 年 度

独立行政法人国立青少年教育振興機構

1 章 総則

1. 1 業務概要

a. 業務名

国立妙高青少年自然の家 合併処理浄化槽保守業務

b. 業務場所

新潟県妙高市大字関山 6 3 2 3 - 2

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立妙高青少年自然の家 ※別紙 2 参照

c. 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

d. 業務内容

別紙 1 に定める浄化槽の定期保守点検業務を月 2 回実施するものとする。

e. 契約形態

総価契約

f. この保全業務（以下「業務」という。）の受注者は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、この特記仕様書及び建築保全業務共通仕様書令和 5 年版（以下「標準仕様書」という。）に基づき次の業務を実施する。

1. 2 業務責任者等

浄化槽管理士の資格を有する者

1. 3 受注業者に必要な資格等

浄化槽保守点検業の「新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」で定める登録を受けていること。

1. 4 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。

1. 5 業務関係者に関する責任

受注者は、業務の履行に用いた業務関係者による業務上の行為について一切の責任を負う。

1. 6 業務の引き継ぎ

本業務の次回受注者への業務の引き継ぎを行うこと。

1. 7 その他

本仕様書に記載のない事項について、疑義等が生じた場合は、発注者・請負者の協議によるものとする。

次長	管理係長	管理係

点検表

浄化槽設備仕様	
メーカー	アムズ
種類	合併処理浄化槽 接触ばっ気方式
処理能力	116人槽(90立方メートル／日)
設置年	1991年

点検日	
天候	
気温	

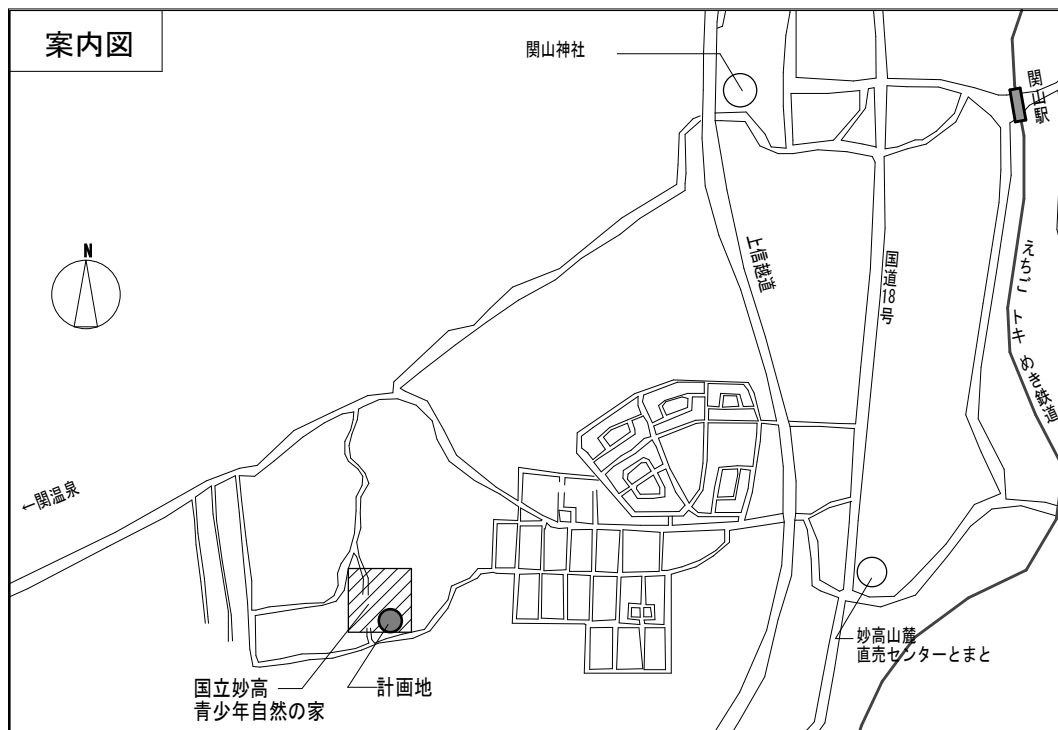
1. 共通項目	
施設全体の状況確認→地盤のひび、天井の雨漏り、照明設備、換気状況、異常な臭気、発生音、水位の痕跡、結露	
各槽のマンホールの状態確認	
各槽の水流状況の確認（詰まりの有無）	
悪臭及び害虫の発生状況の確認	
施設の清掃作業	
2. 前処理室（浄化槽流入部）	
スクリーンや破砕機の運転状況の確認及び調整	
スクリーンや破砕機の清掃及び異物除去	
流路の滞留物の除去	
流入部のばっ気強度や攪拌状況の確認及び調整	
3. 流量調整槽（前処理室の次の槽）	
水中ポンプ・フロートスイッチの運転状況の確認及び調整	
計量器によるばっき槽流入する水量の調整	
微細目スクリーンの清掃及び調整	
4. ばっ気槽	
ばっ気強度や攪拌状況の確認及び調整	
バルブ開閉状況の確認及び調整	
逆洗状況の確認及び調整	
散水状況の確認及び調整	
5. 沈殿槽	
汚物の生成状況や流出の確認及び調整	
バルブ開閉状況の確認及び調整	
汚泥引抜ポンプの設定及び調整	
沈殿槽の内部設備の状況の確認及び調整（センターウェル、スカムスキマー、汚泥返送機能）	
6. 散水ポンプ槽・消毒槽	
散水ポンプ・フロートスイッチの運転状況の確認及び調整	
汚物の流出の確認	
滅菌薬品の補充	
水質検査 天候、気温、室温、水温、透視度、水素イオン濃度(pH)、残留塩素、亜硝酸反応、溶存酸素量(DO)	※ ₁
7. 濃縮貯留槽	
汚物貯留状況の確認及び調整	
脱離液の状況確認	
沈殿槽からの汚物の返送	
8. 制御盤及び機器類	
制御盤内の運転状況の確認及び調整	
機器の電流・電圧・絶縁抵抗値の測定及び調整	
ブロワのタイマー調整及び空気量の確認	
ブロワの異音など不具合箇所の確認	
ブロワのメンテナンス（オイル交換、グリース注入、ベルトやフィルター交換など）	
9. その他	
汚泥引抜作業の手配と実施	
不具合箇所の調査と復旧工事	
一般社団法人上越環境科学センターに依頼する毎月の流入水と放流水の検査代行 検査項目→天候、気温、水温、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質質量(SS)、大腸菌群数	※ ₁

※₁別途検査結果を提出すること
※₂上記項目が記載されている別途報告書での提出も可能

備考
請負者は、保守点検に関する検査を行った結果、改善を要すると認めたときは、その旨を発注者に速やかに報告し、発注者の指示をおおぐものとする。

浄化槽設置場所

案内図



敷地内建築物一覽

	建物名	構造	階数	建築面積	延床面積
1	サービス棟	RC造	2	1,343	2,138
2	コスモス・銀河棟	RC造	3	1,572	3,702
3	プレイホール棟	RC造	2	1,080	1,865
4	なかよしホール棟	RC造	平屋	302	302
5	アト`ロメダ`・カシオ`ア棟	RC造	3	410	1,867
6	ベルセウス棟	RC造	2	371	806
7	オリオン棟	RC造	平屋	388	482
8	渡り廊下	鉄骨造	平屋	45	45
9	渡り廊下	鉄骨造	平屋	62	62
10	受水槽上屋	RC造	平屋	79	79
11	浄化槽上屋	RC造	平屋	98	98
12	メインロτζ	RC造	2	168	363
13	野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
14	野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
15	野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
16	野外便所	RC造	平屋	62	62
17	野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
18	野外便所	RC造	平屋	62	62
19	車庫棟	RC造	2	198	239
20	スパルホール	RC造	2	336	392
21	連絡通路	RC造	平屋	37	37
22	第2 野外炊飯場 炊飯棟	RC造	平屋	27	27
23	第2野外炊飯場 調理棟	RC造	平屋	29	29
24	ふれあい棟	RC造	2	352	745
25				110	110
合計				7,323	13,704

建ぺい率 容積率
0.56% 1.04%

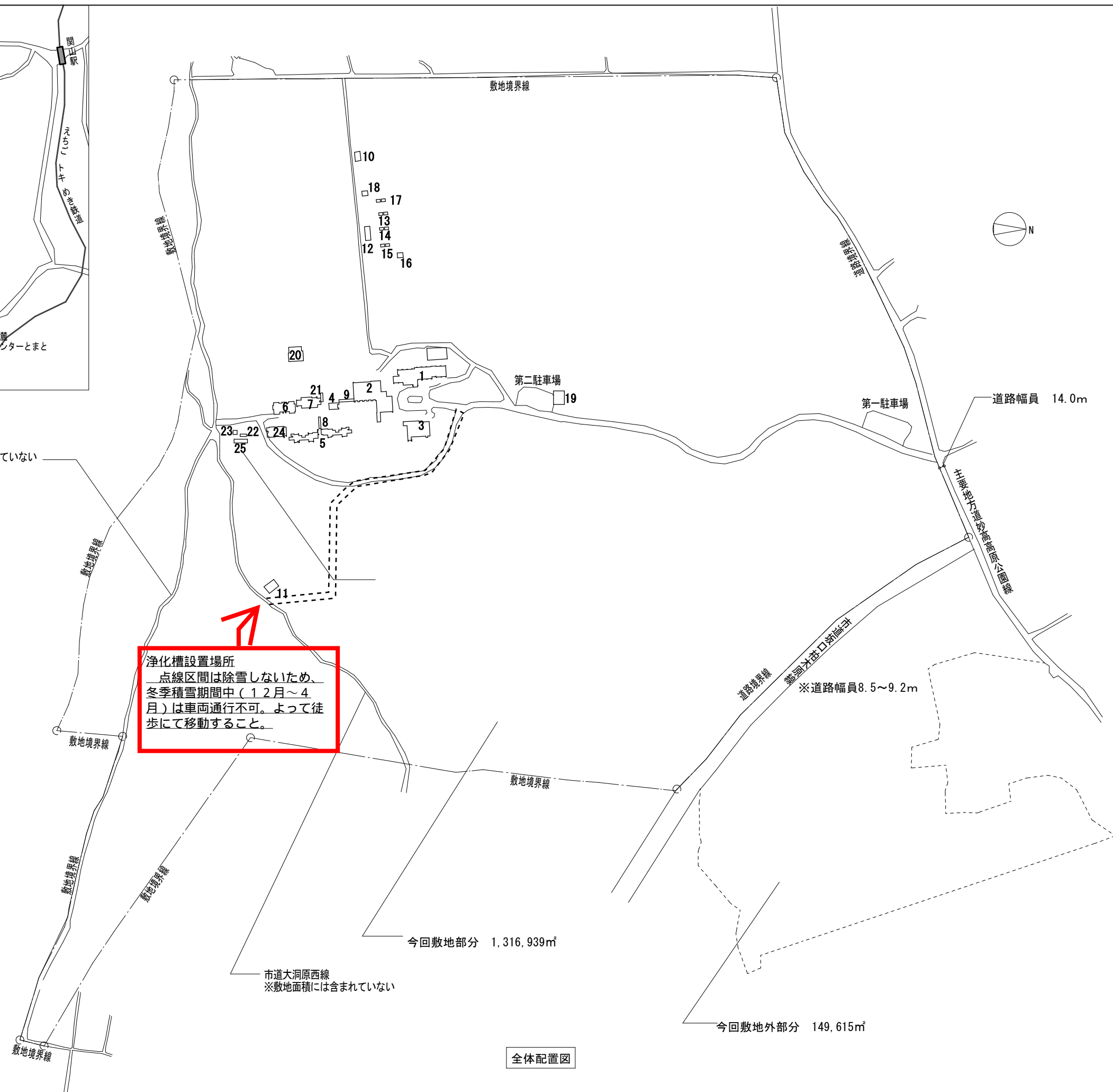
市道坂口五最線
※敷地面積には含まれていない

市道大洞原西線
※敷地面積には含まれていない

今回敷地部分 1,316,939m²

—今回敷地外部分 149,615m²

全体配置図



別冊 2

契 約 書

契約件名 国立妙高青少年自然の家 合併処理浄化槽保守業務

契約金額 金 円也 (月額 金 円)
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 契約責任者 理事 伊藤賢
(以下「発注者」という。)と受注者 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇
〇 (以下「受注者」という。)との間において、上記「国立妙高青少年自然の家
合併処理浄化槽保守業務」(以下「役務」という。)について、上記の契約金額で
次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するもの
とする。

(役務の提供)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき役務を提供するものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(完了報告書の提出)

第3条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の完了報告書を国立妙高青少年自
然の家管理係に提出し、確認を受けるものとする。

(請求書の提出)

第4条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の請求書を国立妙高青少年自然の
家管理係に提出するものとする。

(代金の支払)

第5条 発注者は、適正な請求書を受理後、原則として検収の翌月末までに代金
を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除する。

(消費税及び地方消費税)

第7条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税
率及び地方消費税率によるものとする。

(契約の変更等)

第8条 発注者及び受注者は、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ

め相手方にその承認を得るものとする。

(第三者委託禁止)

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

(役務の遂行不可能な場合の措置)

第10条 発注者と受注者のいずれの責にも帰することのできない事由により役務を実施することが不可能又は困難となったときは、発注者と受注者の間で協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

(3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（６）前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（７）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

- ２ 前項により契約を解除する場合には、（７）が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする１ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、（１）から（６）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。
- ３ 第１項（１）から（６）の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

（違約金）

- 第１２条 前条第１項の規定（同項（７）を除く。）により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額（契約単価×予定数量。以下同じ。）の１０％に相当する額を発注者に対し支払うものとする。
- ２ 前条第３項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額を契約月数で除した金額の５％に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

（損害賠償）

- 第１３条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。
- ２ 受注者は、業務実施中に発注者の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。
- ３ 第２項に定めるほか、この契約の履行に関して発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- ４ 火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第１４条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０％に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
 - （１）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。（以下「独占禁止法」という。））第３条又は第１９条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員で

- ある事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

- 第15条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報(個人情報を含む)その他の権利(以下「契約関連情報」という。)について、次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。
- (1) 契約関連情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。
- (2) 契約関連情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全を期すとともに、直ちに発注者へ報告すること。
- (3) 契約関連情報を複製等してはならない。
- (4) 契約関連情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。
- (5) 個人情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。
- (6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。
- 2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

(一般事項)

- 第16条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第17条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		契約責任者 理事 伊藤 賢

受注者	住 所
	氏 名